

# 燃え広がったら責任とれますか！

## 屋外で火を取り扱う行為は原則禁止

例年1月から5月は、強風と空気の乾燥により屋外での火災が急増します。

### 【主な禁止行為】

- ① 家庭ごみの屋外焼却
- ② 建築廃材等の屋外焼却
- ③ 野焼き（ブロック積み、ドラム缶、一斗缶による屋外焼却を含む）



### 【例外的に認められる行為】

- ① 農業を営むためのあぜ草などの焼却  
(相談先) 産業振興課 電話 0564-62-1111 (内線267)
- ② 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で例外とされる屋外焼却  
例  
〔宗教上の行事、農業・林業を営むためにやむを得ないもの  
軽微なたき火、落ち葉たきなど〕  
(相談先) 環境課 電話 0564-62-1111 (内線273)

### 【注意事項】

- ① 以下の条件で屋外において火を取り扱う行為は危険です。
  - ・風が強い場合、乾燥注意報が発表されている場合
- ② 屋外で火を取り扱う場合の注意事項
  - ・消火器や水バケツなどの消火用具を必ず準備すること。
  - ・焼却中は絶対にその場を離れず、火の後始末を必ず行うこと。

### 【届出先】

屋外で火炎や煙を発生させる行為を行う場合は事前の届出が必要です。

- (届出書) 『火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書』
- (届出先) 消防署 電話 0564-63-0119 FAX 0564-63-1119  
緊急、やむを得ない事情により届出を提出できない場合にはご相談ください。

※この届出は、消防が焼却行為を許可するものではありません。万が一火災となってしまった場合、消防隊が迅速に現場出場するためのものです。